眼の障がいで2級の特別児童扶養手当を認定されている方へ

「眼の障がい」の認定基準の改正による 額改定請求のご案内

- ▶ 眼の障がいで2級の特別児童扶養手当を認定されている方については、「眼の障がい」の認定基準の改正(令和4年4月1日改正)により、障がい等級が上がり、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 具体的には、2級の手当額を認定されている方のうち、裏面に該当する方(改正後の認定基準を適用した結果、障がい等級が上がる方)は、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 認定基準の改正に伴って、障がい等級が上がり、手当額の増額を 希望される場合は、令和4年4月以降、額改定請求のお手続きを 行ってください。

【額改定請求に当たっての注意点】

- √ 「眼の障がい」の認定基準の改正に伴う額改定請求は、<u>令和4年4月以降行</u> えます。
- ✓ <u>令和4年4月末日までに請求された場合で、</u>額改定請求の結果、障がい等級が上がり、<u>手当額が増額改定される場合は、令和4年5月分からの手当額が増額となります。</u>
- ※「眼の障がい」の認定基準の改正の詳細については、認定基準改正のご案内を ご覧ください。



問合せ先

〒720−8501

福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

TEL: 084-928-1063 FAX: 084-928-1730

「眼の障がい」の認定基準の改正(令和4年4月1日)による 額改定請求の対象となる方

眼の障がいで2級の手当を受給されている方のうち、以下に記載している「改正後の認定基準」を適用した結果、現在の障がい等級よりも等級が上がる方は、手当額を増額させるための「額改定請求」の対象となります。

改正後の認定基準

等級	障 がい の 状 態
1級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のも の
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周 辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視 野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼 中心視野視認点数が20点以下のもの